

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和4年10月1日現在)

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

◇ 電話 (5694) 0101 (9:00 ~ 18:00)

◇ 担当 生活相談員 大浦 浩文

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 小岩ホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	小岩ホーム
所在地	江戸川区南小岩5-11-10
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (東京都1372300382号)

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
医師			2名	3名
生活相談員	介護福祉士	1名		1名
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	マッサージ師	1名		1名
介護支援専門員	ケアマネジャー	1名		1名
事務職員		1名以上		1名以上
介護・看護職員	看護師及び准看護師	3名		3名
	介護職員	15名以上		15名以上

(3) 施設の設備概要

定員	50名	短期入所	4名
居室	4人部屋 10室 (1室 33.4㎡)	静養室	1室
		医務室	1室
	2人部屋 5室 (1室 20.16㎡)	食堂	2室
		機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽(リフトつき)と特殊浴槽が2台あります。		

3. サービスの内容

- ① 食事 ②入浴 ③介護 ④機能訓練 ⑤生活相談 ⑥健康管理 ⑦特別食の提供
⑧ 理美容サービス ⑨レクリエーション等

4. 利用代金

(1) 利用料

- ① 併設短期入所生活サービス費（介護保険給付 夜勤職員配置加算・サービス提供体制強化加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ等支援加算 含む）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額（1割負担時）
要介護1	¥ 7, 834	¥ 785
要介護2	¥ 8, 699	¥ 872
要介護3	¥ 9, 600	¥ 962
要介護4	¥ 10, 453	¥ 1, 047
要介護5	¥ 11, 297	¥ 1, 132

在費及び食費(介護保険給付対象外)

段階区分		取得区分	利用料 負担段階	居住費 (日額)	食費 (日額)
市町村 民税	世帯課税者				
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が120万円 超	第3段階 ②	370	1,300
		合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 超120万円以下	第3段階 ①	370	1,000
		合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 以下	第2段階	370	600
		高齢福祉年金受給者	第1段階	0	300
		生活保護受給者等			

食費の負担内訳は下記の表の通りです。(一食あたり)

朝食	300
昼食	600
夕食	545

② 送迎費

片道1回あたり¥2, 264

ただし、介護保険適用時の自己負担額は¥227です。

③ その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費・・・等は別途料金がかかります。

(2) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- * 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 - ・ 利用者が中途退所を希望した場合
 - ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・ 利用中に体調が悪くなった場合
 - ・ 他の利用者の生命、財産または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) 支払方法

短期入所生活介護をご利用いただいた月毎に、請求書を送付いたしますので、請求した月の月末までにお支払ください。お支払方法は、窓口支払い、郵便局自動引落とし、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結します。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむをえない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 緊急時の対応方法等

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

医療機関	名 称 (主治医)	()
	TEL	()
ご家族 連絡先	氏 名 (続 柄)	()
	自宅 TEL	()
	携帯 TEL	()

7. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 消防計画を策定し、小岩消防署と連携を密にし、南小岩西南町会とも応援協定を締結し、入居者の安全確保に努めている。
- ・ 防災設備 ①消火器具 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備 ④防火設備 ⑤非常警報器具及び設備 ⑥避難器具設備 ⑦誘導灯及び誘導標識 ⑧排煙設備 ⑨非常通報装置 ⑩非常電源設備
- ・ 防災訓練 毎月1回実施している。
- ・ 防火責任者 防火管理者 今山 徹

8. サービス内容に関する相談・要望・苦情

- ・ 当施設のご利用者相談担当 事務長 今山 徹
電話番号 03(5694)0101
- ・ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。
 - ①江戸川区福祉部介護保険課介護相談室
江戸川区中央1-4-1 電話(5662)0061 FAX(5663)5172
受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)
 - ②東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当(10階)
電話(6238)0177
開設時間 月~金曜日 9:00~17:00
 - ③第三者委員 地域の4名の方に委員を委嘱しております。詳細は経理課長へご相談ください。

9. 当社の概要

- ・ 名称及び代表者 社会福祉法人 厚生会 理事長 中山 政昭
- ・ 本部所在地 江戸川区南小岩5-11-10
- ・ 電話番号 03(5694)0111
- ・ 定款に定めた事業
 1. 特別養護老人ホーム 小岩ホーム
 2. 老人デイサービスセンター 小岩デイサービスセンター
 3. 老人短期入所事業所 小岩ホーム
 4. 地域包括支援センター 小岩ホームさわやか相談室
 5. 居宅介護支援事業所 小岩ホームさわやか相談室

~~~~~契約をする場合は、以下の確認をすること~~~~~

年 月 日

老人短期入所生活介護事業所小岩ホーム入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 江戸川区南小岩5-11-10  
名称 社会福祉法人 厚生会  
説明者 所属 小岩ホーム  
氏名 大浦 浩文

私は、契約書及び本書面により、事業主から老人短期入所事業所小岩ホームについて重要事項の説明を受け同意いたします。

利用者

ご本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人又は立会人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 短期入所生活介護契約書

(令和4年10月1日)

短期入所生活介護利用者（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人厚生会（以下、「事業者」といいます）は、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は [契約書別紙] のとおりです。
- 3 利用者は、利用開始予定日から7日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、利用開始日の午前11:00以降に入所し、利用終了日の午前10:00までに退所するものとします。
- 5 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

### 第3条（短期入所生活介護計画）

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

### 第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 短期入所生活介護の場所は小岩ホームです。所在地および設備の概要は [契約書別紙] のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は [契約書別紙] のとおりです。事業者は、[契約書別紙] に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体

を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行いません。

- 6 利用者は、サービス内容の変更をする場合には、事業者申し入れることができます。その場合は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

#### 第5条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービス終了後に利用者の確認を受けることとします。利用者の承認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後、2年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録のコピー（有償とします。）の交付を受けることができます。

#### 第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として [契約書別紙] に定める利用単位毎の料金を基に計算された合算額を短期入所生活介護の利用ごとに支払います。
- 2 事業者は、利用月の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合算額を請求月の月末までに（①銀行振込②郵便局振込③現金）の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

#### 第7条 (利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して [契約書別紙] に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから30日以内に

（①銀行振込②郵便局振込③現金）の方法で支払うものとし、

#### 第8条 (利用期間中の中止)

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては [契約書別紙] に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生

活介護は終了となります。この場合の料金は入院までの日数を基準に計算します。

#### 第9条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむをえない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。
  - ① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第11条 (秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第12条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第13条 (緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供をおこなっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限



り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条 (連携)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 短期入所生活介護施設 小岩ホーム  
(東京都1372300382号)

<住所> 江戸川区南小岩5-11-10

<代表者名> 社会福祉法人 厚生会  
理事長 中山 政昭

利用者

<住所>

---

<氏名>

---

(代理人又は立会人)

<住所>

---

<氏名>

---

## [短期入所契約書別紙]

○ 担当者 生活相談員 大浦 浩文 電話 (5694) 0101

○ 短期入所生活介護の内容

ご利用場所 江戸川区南小岩5-11-10 小岩ホーム

ご利用期間

① 令和 年 月 日～令和 年 月 日

② 令和 年 月 日～令和 年 月 日

③ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

④ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

⑤ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

⑥ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

※ 入所退所時間については、利用毎に調整させていただきます。

ご使用可能設備等 居室 ①定員2名 居室面積 20.16 m<sup>2</sup>

②定員4名 居室面積 33.40 m<sup>2</sup>

食堂、機能訓練室、医務室、浴室（一般浴槽・特殊浴槽）

食事 朝食 7:30～8:30

昼食 12:30～13:30

夕食 18:00～19:00

※ 2階、または3階の食堂にておとりいただきます。

入浴 7日間以上ご利用される場合は2回以上、7日未満の場合は1回以上の入浴となります。ただし、健康状態に応じ、清拭となる場合があります。

介護 着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動の付き添い、体位変換、シート交換等、ご希望や健康状態に応じ適切な介護サービスを提供します。

機能訓練 1階の訓練室にて機能回復訓練を行います。

レクリエーション 誕生会、映画会等

健康管理 短期入所生活介護の初日簡単な健康チェックを行います。

理美容 当施設では月2回、理美容サービスを実施しております。料金は、別途かかります

面会 毎日午前7時より午後8時まで 受付にて面会簿の記入をお願いします。

○ 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

① 併設短期入所生活サービス費(介護保険給付、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ等支援加算 含む)

|      | 1日あたりの利用料金 | 介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割負担時) |
|------|------------|----------------------------|
| 要介護1 | ¥ 7,834    | ¥ 785                      |
| 要介護2 | ¥ 8,699    | ¥ 872                      |
| 要介護3 | ¥ 9,600    | ¥ 962                      |
| 要介護4 | ¥ 10,453   | ¥ 1,047                    |
| 要介護5 | ¥ 11,297   | ¥ 1,132                    |

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いた

しますので、サービス提供証明書を、後日江戸川区の窓口に出し、差額の払い戻しを受けることができます。

② 滞在費及び食費

(単位：円)

| 段階区分     |           | 利用料<br>負担段階                            | 居住費<br>(日額) | 食費<br>(日額) |       |
|----------|-----------|----------------------------------------|-------------|------------|-------|
| 取得区分     |           |                                        |             |            |       |
| 市町村民税    | 世帯課税者     | 第4段階                                   | 855         | 1,445      |       |
|          | 世帯非課税者    | 合計所得金額と課税年金<br>収入額の合計が120万円<br>超       | 第3段階<br>②   | 370        | 1,300 |
|          |           | 合計所得金額と課税年金<br>収入額の合計が80万円<br>超120万円以下 | 第3段階<br>①   | 370        | 1,000 |
|          |           | 合計所得金額と課税年金<br>収入額の合計が80万円<br>以下       | 第2段階        | 370        | 600   |
|          | 老齢福祉年金受給者 | 第1段階                                   | 0           | 300        |       |
| 生活保護受給者等 |           |                                        |             |            |       |

食費の負担内訳は下記の表の通りです。(一食あたり)

|    |     |
|----|-----|
| 朝食 | 300 |
| 昼食 | 600 |
| 夕食 | 545 |

③ 送迎費(介護保険給付費)

片道1回あたり¥2,042

ただし、介護保険適用時の自己負担額は¥205です。

④ その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費・・・・等は別途料金がかかります。

○ 短期入所生活介護ご利用の中止

1. 入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| ①入所日前日 17:00 までにご連絡いただいた場合 | 無料         |
| ②入所日前日 17:00 までにご連絡がなかった場合 | 1日の利用料の50% |

2. 利用期間の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先

|            |              |     |
|------------|--------------|-----|
| 医療機関       | 名 称<br>(主治医) | ( ) |
|            | TEL          | ( ) |
| ご家族<br>連絡先 | 氏 名<br>(続 柄) | ( ) |
|            | 自宅 TEL       | ( ) |
|            | 携帯 TEL       | ( ) |

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください

|                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| サービス相談窓口<br>電話番号：03（5694）0101<br>ご利用者相談担当 事務長 今山 徹<br>（受付時間 月～金曜日9：00～18：00） |
|------------------------------------------------------------------------------|

事業者

<事業者名> 指定短期入所生活介護事業所 小岩ホーム  
 (東京都1372300382)  
 <住所> 江戸川区南小岩5-11-10  
 <代表者名> 社会福祉法人 厚生会  
 理 事 長 中山 政昭

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

(代理人又は立会人)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_